

事 項	米 国	カナダ	オランダ	英 国
		<p>7. 前の年からの排出量の変化 8. 今後5年間で予想される排出量 9. サイト外への3R、エネルギー回収のための移動 (サイト外への回収・再利用・リサイクル(3Rs)量、 廃棄物の場外への移動と処理・処分方法、前の年からの移動量の変化、今後5年間で予想される移動量) 10. サイト外への廃棄物処理のための移動(処分方法、前の年からの移動量の変化、今後3年間で予想される移動量) * 3Rs、エネルギー回収は選択項目であったが1995年から強制的報告内容となった。</p>		
<p>今後の方向性</p>	<p>毎年の報告量が500ポンド以下の施設は簡易報告書(フォームA: 2p)での報告が認められるようになった(1995報告年より)。 排出削減及びリサイクルに関する情報の追加等(1991報告年より)</p>	<p>汚染防止追跡情報の追加等 ・ 場内の管理による製品以外の排出(NPO)量の削減・抑制に関する情報 ・ 場外への3Rs、エネルギー回収に関する情報の報告義務化 ・ 汚染防止対策に関する情報 ・ 対前年製造量比率又は活動指標に関する情報</p>	<p>廃棄物の移動に関する情報の追加(1998報告年より) 環境管理法の改正により報告義務を課せられた企業の2種類(当局用、一般公開用)の報告書の提出が義務付けられる。 * 一般公開用報告書は、EMAS等の報告書を活用することも可能とされている。</p>	<p>CRI制度変更の協議において、報告様式の統一化の検討も行われている。環境マネジメントシステムを通じて作成される報告書との統一化を図ることにより企業の負担を軽くすることを目的とするもの。</p>